

就業規則作成義務か

常時 10 人未満の営業所

問

このたび、新たに関西に営業所を設ける運びとなりました。営業所へは本社から数人が赴任して、アルバイトも募集する予定です。10 人以上にはならない予定ですが、それでも蜀西の営業所で就業規則を作成し労基署へ届出をすることは必要なのでしょうか。

事業場単位判断で不要

答

常時 10 人以上の労働者を使用する場合、就業規則を作成し、行政官庁へ届け出なければなりません（労基法 89 条）。作成・届出の義務は、企業単位ではなく、事業場単位で考えます（労基法コンメンタール）。各営業所が場所的に分散し、規模が著しく小さいともいえない点などから、本社とは独立した事業場とされる場合（昭 22・9・13 発基 17 号）、企業全体で常時 10 人以上の労働者を使用している場合でも常時 10 人未満の営業所については、作成・届出の必要がないといえます。なお、義務付けられていなくても、同条の趣旨から作成するのが望ましいとされています。常時 10 人以上の営業所でも、本社と同じ就業規則を適用する際は、本社管轄の労基署に一括し届け出ることができます。ただし、意見聴取は各事業場ごとに行います。